宮城県のうち刈田郡のうち蔵王町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が七十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が四十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち刈田郡のうち蔵王町	同時に給油することができる自動車の数が七以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が七十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が四十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち柴田郡のうち大河原町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が七十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が四十八キロリットル以上 五　容量五十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち柴田郡のうち大河原町	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が七十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十八キロリットル以上 五　容量五十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち加美郡のうち加美町	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が七十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち遠田郡のうち涌谷町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量九・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち遠田郡のうち涌谷町	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち遠田郡のうち美里町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十八キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が百三十六キロリットル以上 五　容量九・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
		四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を　に、　を　に、　を　に、　を